

令和5年度（2023年度）の人権教育の推進に当たって

熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課

本資料は、「令和5年度（2023年度）人権教育取組の方向」に示された重点努力事項の具現化を図るために、人権同和教育課が作成した資料です。

1 教職員の基本的認識の深化

- (1) 教職員の人権に関する基本的認識を深めるため、互いの教育実践について日常的な意見交流を促進するとともに、参加体験型研修や現地研修、講師招へいなど、園・校内研修の充実に努める。
- (2) デジタル研修資料や人権教育推進資料等の活用を通して、教職員の主体的な研修を推進するとともに、園・校外研修を通して、人権課題の当事者や関係者の講話を聞いたり、他校の教育実践に学んだりするなど、その理解の深化に努める。

2 全ての教育活動を通じた人権教育の推進

- (1) 全体的な取組として、生命の大切さや平和の尊さなどの普遍的な人権を大切にす
取組を推進するとともに、多様性※や包摂性に対する理解及びSDGsの理念の理解
に努める。
※国籍、性、障がい等
- (2) 「言語環境を含む学習環境の整備」について、特に授業、学校行事、部活動等、
日々の学校生活において人を傷つけるような児童生徒の言動に対しては、適切かつ毅
然とした指導をするなど、自他の人権を大切にす
る学習環境づくりを行うよう努める。
- (3) 自他の人権を大切にす
る児童生徒の実践的な行動力の育成に向け、パンフレット
「『実践行動につなぐ』授業への3つのアプローチ」やリーフレット「人権教育の推
進に向けて」等を活用し、授業改善に努める。
- (4) 部落差別事象が発生している状況を踏まえ、「部落差別事象の再発防止に関する研
修」の実施により、引き続き対応体制の強化を図るとともに、「熊本県部落差別の解
消の推進に関する条例」の理解を促進し、その教育及び啓発の充実に努める。
- (5) 幼児児童生徒がインターネットをはじめ、社会から多様な情報を得ていること、人
権学習における理解や受け取り方には差があることを踏まえ、理解の状況を把握し、
継続的な指導を行う。